第５章　環境教育・学習の推進に関する基本的な事項

持続可能な社会づくりに向けた環境教育・学習の目標や、ＥＳＤの視点を取り入れた取組の推進、環境保全のための人間像、環境教育・学習が育むべき能力、環境教育・学習に求められる要素については以下のとおりです。

（１）環境教育・学習の目標

本市が進める環境教育・学習は、川崎市環境基本計画のめざすべき環境像である「環境を守り　自然と調和した　活気あふれる　持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けたまちの姿の一つである「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」とする環境政策として、**「本市において日常生活や事業活動を営む多様な主体が、地域や地球の環境について学び、自らの活動の環境への負荷が低減されるよう環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働して環境の保全及び創造に積極的に取り組む社会をめざす」**ことを目標としています。

この基本方針では、本市が掲げる環境教育・学習の目標に向けて環境教育・環境学習を効果的に推進していくためのガイドラインとして、複雑化する環境問題に対応でき、多様な主体や問題の関連性について理解し、主体的に行動できる人材を育成するとともに、環境教育・学習を体系的かつ効果的に実施するため、これまでの多くの市民や事業者による活動や様々な情報、技術、環境学習等の拠点施設、自然環境などの豊富な地域資源を活用しながら、市民・事業者・行政が協働・連携した、家庭や職場、地域、学校等での様々な場での環境教育・学習の取組を推進していくための基本的な方向性を定めています。

参考：「環境教育・学習」とは

環境教育等促進法では、環境教育は「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされています。

環境の保全としては、同法で、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）とされています。

この基本指針においても環境教育・学習の定義は同法に準ずるものとします。

（2）　ＥＳＤの視点を取り入れた取組の推進

ＥＳＤ(Education for Sustainable Development)とは、一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のことで、平成 13 年に国連総会で「国連 ESD の 10 年」を採択し、世界で平成 17 年から平成 26 年にかけて「持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」としての活動が取り組まれ、現在、後継プログラムとして、グローバル・アクション・プログラム（Global Action Programme：GAP）が公開され、日本においてもＥＳＤをますます推進していくとしています。

本市の環境教育・学習に関する各種の取組について、ESD の視点でとらえ、 持続可能な社会の実現に大切なことを理解したり、問題解決に必要な能力・態度を身に付けたりする人材育成を図るなど、**日頃の地域環境活動の取組のなかにＥＳＤを取り入れるための仕組みづくりを進めていく**こととします。

コラム②「ＥＳＤってなんだろう？」

ESD(Education for Sustainable Development)とは、「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと」を言います。

具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力･態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。

（環境省作成のパンフレットから引用）

図：川崎市環境副読本（中学校用）から引用

(3)　環境保全のために求められる人間像

「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」ために求められる人間像としては、例えば以下が挙げられます。

- 他者と議論し、合意形成することのできる人間
- 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- 他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

(4)　環境教育・学習が育むべき能力

前述の人間像に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらを育みながら、人と環境との相互作用を学び、自分たちの生活や環境が将来どのように変化するかを想像し、環境への負荷の少ない行動様式を身に付け、ライフスタイルや社会システムを持続可能な仕組につなげていくことが必要です。

ア **「未来を創る力」**

- 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- 課題を発見・解決する力
- 客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- 情報を活用する力
- 計画を立てる力
- 意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- 他者に共感する力
- 多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- 想像し、推論する力
- 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- 地域を創り、育てる力
- 新しい価値を生み出す力　等

イ **「環境保全のための力」**

- 地球規模及び身近な環境の変化に気づく力
- 資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- 環境配慮行動をするための知識や技能
- 環境保全のために行動する力　等

（５）　環境教育・学習に求められる要素

学校における環境教育・学習は各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。

また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育・学習が実施されています。

このように環境教育・学習は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視することが必要です。

- 地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶ自然体験や、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること
- 協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと
- 日常の消費生活や事業活動等の活動が微妙な環境のバランスに影響を与えていることなどの人間と環境との関わりに関するものと、環境負荷を生み出している社会経済の仕組みや私たちの生活や文化の在り方についてなどの環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を理解することが持続可能な社会に向けての道筋を把握するうえで大切なことを学ぶこと
- 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、例えば消費者が直接見えない部分で温室効果ガスの排出や生物多様性への影響等の環境負荷を与えていることについて理解すること
- 豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- いのちの大切さを学ぶこと

コラム③「地域環境と地球環境問題」

大気汚染や水質汚濁、地盤沈下など、身近な環境に関することが地域環境、地球温暖化や資源枯渇、生物の絶滅など、地球規模の環境に関することが地球環境問題です。

地球温暖化は、これまでに経験したことのないような大型の台風の発生や異常気象、干ばつなどに影響するとされていますが、その影響は、遠く離れた世界に住む人々や生物に、既に出始めていると考えられています。身近な地域環境と違って、地球環境の変化に気づくことは容易ではありません。

日本に住む私たちは、日々の暮らしが世界中に住む人々の生活や多様な生物が暮らす自然にもたらす影響について常に意識し、環境保全のために行動することが重要です。

各主体の役割

環境教育・学習を実施する市民、事業者、行政の各主体のそれぞれが対等な立場を尊重し、互いの得意分野や他の主体ではできない特性等を理解した上で、協働して環境教育・学習を推進するためには適切な役割分担が必要です。

それぞれの環境教育・学習の推進に関する役割分担の基本的な考え方については、次のとおりとします。

【市民の役割】

（市民）
・市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければなりません（川崎市環境基本条例）。
・人間活動と環境との相互作用を正しく理解し、家庭や地域で環境に配慮したライフスタイルを実践し、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）として社会経済の仕組みを変えていく役割があります。
・地域の環境保全活動に参加し、環境教育・学習の拠点の運営に協力するなど、地域の良好な環境の保全及び創造のために主体的・積極的に行動していく役割があります。

（市民活動団体等）
・町内会や地域の任意の活動グループなどの地域の市民で構成する市民団体や、地域環境リーダー等の市と協働・連携して積極的な地域環境保全活動に尽力いただいている市民においては、環境問題と地域の特徴を理解しつつ、自らの経験や活動力、ネットワークを最大限に活かし、地域の様々な主体と連携してイベントの開催又は参加や学校等における環境教育・学習の実施、環境教育・学習拠点の運営・協力などを通じて、問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動を促進するなど、地域における環境教育・学習の取組の推進役を担う役割があります。

（地域環境リーダー）
・コーディネーター養成講座等を修了した地域環境リーダーにおいては、様々な主体による地域や学校等での環境教育・学習の活動の実現を図るため、コーディネーター役として主体間を調整する役割があります。

【事業者の役割】

（事業者）
・事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を順守するとともに、市の関連施策に積極的に協力しなければなりません（川崎市環境基本条例）。
・地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業所内で環境教育・学習を行い、従業員の環境意識を高める役割があります。
・自社の事業特性や技術力を活かした、体験の機会の場の提供や視察見学の受け入れ、学校等での出前講座の実施など、可能な限り積極的に環境教育・学習の推進に協力する役割があります。

（学校等）

・幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校では、教育活動を通じ、それぞれの発達段階に応じて、また、各教科間、学校間、地域の市民活動団体や事業者、行政との連携に配慮しつつ、体験活動を取り入れながら環境教育・学習を実施し、児童・生徒等が環境問題について正しい理解を深め、自ら考えて行動できるように育て、さらに家庭や地域に学んだことを伝えたり、実践したりすることを促す役割があります。

【行政の役割】

（市）

・市は、市の施策を実現するにあたっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければなりません(川崎市環境基本条例）。

・環境教育・学習に関する施策を総合的に推進する役割があります。

・市民、事業者、学校等が実施する環境保全活動・体験の場や機会の充実と各主体同士の連携のほか、コーディネーターやファシリテーター等の人材育成、市民活動団体による自立的な活動への支援、環境に配慮した行動促進から社会経済システムを変えていくための仕組みづくり、市民との協働による施策の推進、環境関連情報の発信など、環境教育・学習の様々な主体との協働・連携や効果的な環境配慮意識の定着化、地域の活発な活動促進などを図る役割があります。

・市民による自主的な環境保全活動の実践や環境教育・学習の実施につなげ、次世代にわたって持続的に発展し続けるよう、市民に対して川崎に興味を持ち続け、川崎をよくしていきたいという地元愛の醸成を図る役割があります。

・行政自らが常に環境に配慮した施策を実施できるよう、職員の環境意識を高めていく役割があります。

・国や近隣都市等と連携し、市域を超えた広域的な対応に取り組む役割があります。

（国）

・環境教育等促進法や法に基づく国の基本的な方針に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の様々な主体と協働し、またこれらの主体による自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組むとしています。

第６章　基本的な方向性Ⅰ　協働取組の推進「つながる」

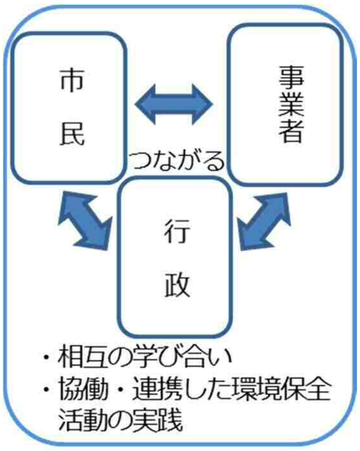

現在、地域の市民活動団体（ＮＰＯ法人等）、事業者や学校、行政などの様々な主体により環境教育・学習が取り組まれています。

これらの実施主体は、異なる得意分野や機能などに応じ、様々な役割を有していることから、**各主体が相互に協力して地域全体で取り組む**ことにより、地域における環境教育・学習の効果を高めることができます。

また、環境教育・学習を受ける側も含め、自然・文化・社会・経済が多種多様な事物から成り立つ「多様性」や、人間が関わりあって相互に作用する「相互性」の視点で考えながら、持続可能な社会の構築に向けて、相互のつながりを尊重し、他者と協力する態度を保つなど、行動を変革していくことができるように日頃から工夫していくことが大切です。

そのため、川崎市協働・連携の基本方針との整合を図りながら、**多様なコラボレーションによる環境教育・学習の推進**を図ります。

（参考）環境教育・学習を協働（委託を含む。）で実施している事業

経済労働局	●上海市環境技術研修（NPO 法人との委託契約）
環境局	●幼児環境教育プログラムの普及（団体との事業協力） ●地球においしいエコ・クッキング（企業との事業協力） ●環境科学教室等（NPO 法人との委託契約（平成 27 年度））
建設緑政局	●ふるさと資産・遺産活用推進事業（NPO 法人との委託契約） ●水辺の楽校プロジェクト（NPO 法人との委託契約） ●かわさき多摩川博事業（NPO 法人との委託契約） ●里山ボランティア育成講座（団体との事業協力）
川崎区役所	●エコプロジェクト（団体との事業協力）
幸区役所	●さいわい子どもエコフェア（企業・団体との委託契約）
中原区役所	●中原区エコカフェ（企業・団体との事業協力） ●子ども環境授業（企業・団体との事業協力） ●花植講習会（団体との事業協力） ●親子花植体験（企業・団体との事業協力）
高津区役所	●学校流域プロジェクト（NPO 法人との委託契約）
宮前区役所	●宮前区民祭　花いっぱい運動（団体の単独事業と連携） ●花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業（団体との委託契約） ●こども自然探検隊事業（団体との委託契約） ●友好都市交流事業（団体との委託契約）
多摩区役所	●多摩区エコロジーライフ事業（団体との委託契約）
麻生区役所	●エコのまち麻生推進事業（団体との委託契約） ●廃食油を活用した資源循環プロジェクト（団体との委託契約）
交通局	●エコドライブ研修（企業の単独事業と連携） ●エコドライブ指導者研修（団体の単独事業と連携）
教育委員会	●生田緑地観察会（団体との委託契約）

（１）川崎の地域資源を活用したつながり

川崎市には公害克服に向けて取り組んできた経験のほか、優れた環境技術の集積とその環境技術による国際貢献、河川や丘陵等の豊かな自然、数々の環境教育・学習の拠点、そして、地域における活発な取組など、地域の環境保全活動を支える地域資源が豊富にあります。これらの地域資源を活用しながら、地域で共通して抱える課題、あるいは川崎への愛着や誇りの醸成などにより、地域を構成する各主体が共通した目標を持ち、地域を適切に把握しながら連携し、地域環境力を強め、実際の環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのため、市民や市民活動団体、事業者、ＮＰＯ法人、国、近隣都市等との**環境教育に関する情報共有を図る協働・連携プラットフォームを形成**し、川崎の様々な地域資源を活用したつながりにより仕組みづくりを進めます。

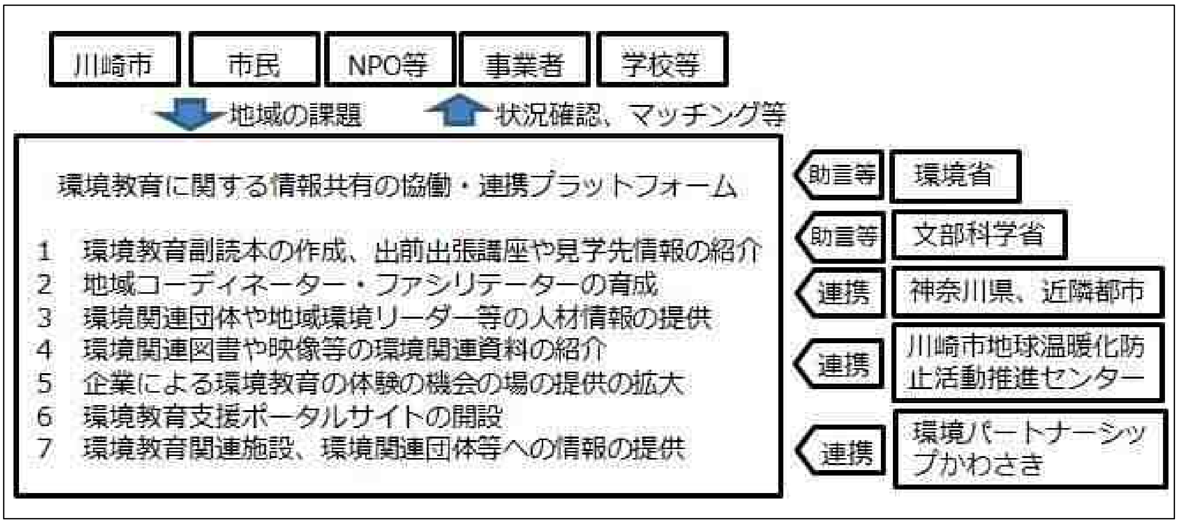

図：川崎市で形成する環境教育に関する情報共有の協働・連携プラットフォームのイメージ

ア　**「環境技術の集積」でつながる**

- 川崎国際環境技術展や川崎ゼロエミッション工業団地でのエコイベント等の開催を通じた様々な主体との交流促進
- ＣＣかわさきエネルギーパークによる再生可能エネルギー供給施設等の見学・体験
- 施設見学の支援（参考：かわさきエコテックウォーカー）による川崎の環境力に関する知識習得

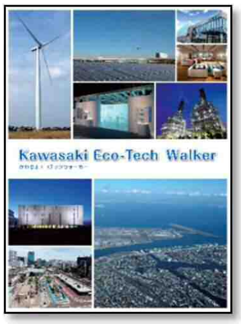

図：「かわさきエコテックウォーカー」（かわさきエコテックウォーカーで検索）

イ 「河川や丘陵地等の豊かな自然」でつながる

・河川や農ある風景が残る里山、川崎臨海部や生田緑地等の公園での自然観察や環境調査、樹林地の管理などでの各主体との交流を通じて、人と自然、自然と生き物のつながりを理解

ウ 「数々の環境教育・学習の拠点」でつながる

・環境教育の拠点　環境総合研究所、かわさきエコ暮らし未来館、浮島処理センター、大師河原水防センター、入江崎水処理センター、夢見ヶ崎動物公園、橘リサイクルコミュニティセンター、ＣＣかわさき交流コーナー、緑化センター、生田緑地ビジターセンター、かわさき宙と緑の科学館、農業技術支援センター、長沢浄水場、二ヶ領せせらぎ館、黒川青少年野外活動センター、リサイクルパークあさお、体験の機会の場認定事業者の施設

・教育関連の施設　保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学

・身近にある施設　市民館等（市民自主学級・市民自主企画事業）、図書館、公園等

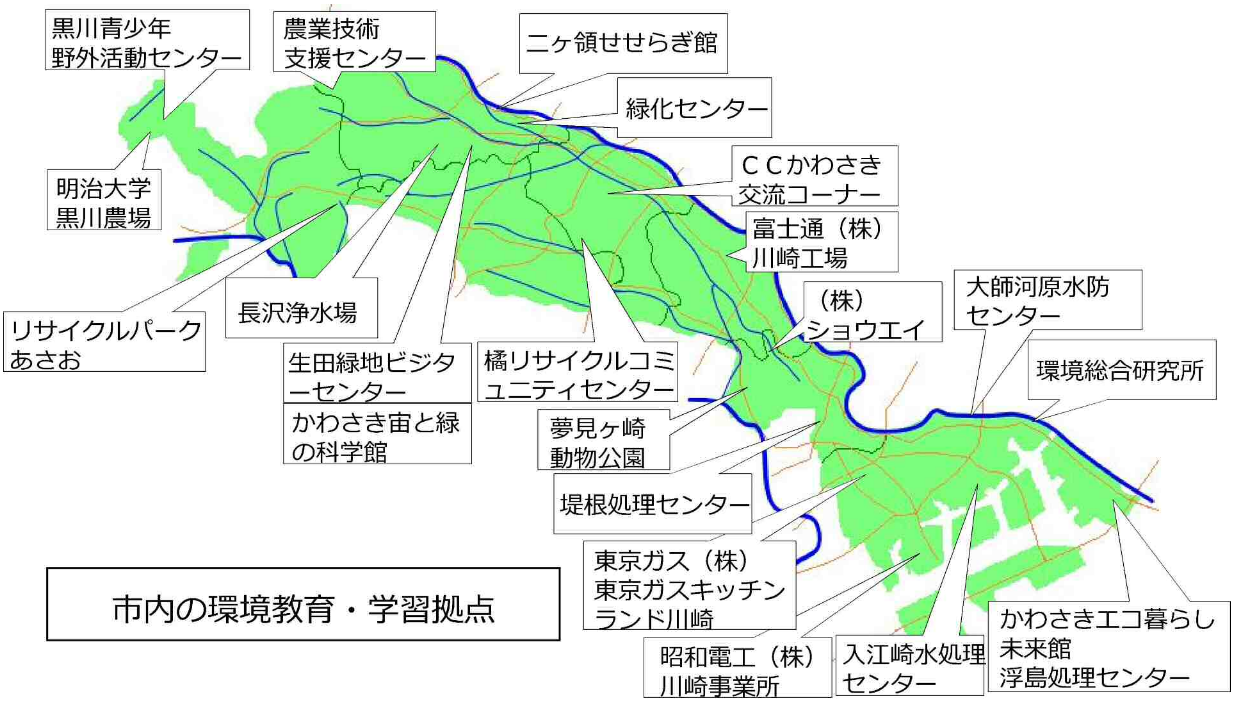

エ 「地域における活発な取組」でつながる

・スポーツ、音楽、芸術などの文化や地域防災、子育ての取組等と環境学習をタイアップ
・花と緑の市民フェアなどの活動団体同士の交流、環境保全活動等を通じた学習促進
・各種のコンクール、コンテストの実施、外国人市民との多文化交流による学習

（2）　環境教育・学習に関する協働への支援

環境教育・学習の活動にあたっての課題

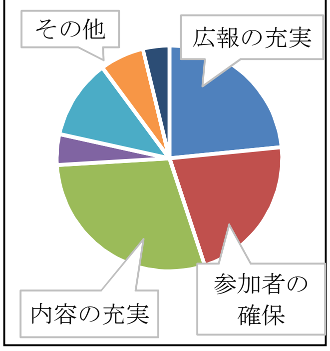

川崎市ではこれまで、年度ごとに「川崎市環境教育・学習事業実施結果一覧」を作成し、市の取り組む環境教育・学習に関する進行管理を行っており、環境教育・学習の活動に関する課題も取りまとめています。

平成 26 年度の実施結果をみると、**内容の充実**に課題があったとする取組が全体の約 3 割、**広報の充実及び参加者の確保**では約 2 割強の取組で課題となっている状況です。その他としては、スタッフの育成・確保や関係機関との連携、実施回数の制限などの課題も上がっています。

また、環境教育・学習の活動にあたっての市民団体や事業者が抱える課題としては**関連情報の不足**、**スタッフ不足**、**運営費用・資器材不足など**があげられます。

これらの課題への対応の一つとして、地域の環境保全活動の活発化に向けた様々な主体同士の協働・連携を推進していくことが重要です。

そのため、各主体の協働・連携の支援として、川崎市において**環境教育・学習に関するポータルサイトを開設**し、環境教育・学習関連の情報提供や、環境教育施設や活動団体との情報交換、国等の機関による地域の団体に対する補助等制度や川崎市市民活動支援指針に基づく具体的な支援内容の周知、多くの市民にやる気を引き出すための川崎への愛着と誇りの醸成につながる効果的なＰＲ活動を行うとともに、**環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整**や、人と地域を結ぶネットワークづくりを担う**良質なコーディネーターの人材の育成**、地域のコーディネーター役となる中間支援組織による支援体制の構築を図ります。

コラム④「相互理解と信頼醸成」

川崎市自治基本条例に定める自治運営の基本原則である「協働」では、市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”の原則と位置づけています。

市との協働のほか、市民活動団体（ＮＰＯ法人等）、事業者、学校等の各主体同士が連携した取組も様々な場面で実施されています。

これらの各主体が環境教育・学習を協働・連携して実施していくにあたり、環境に関する現状認識や問題意識、活動目的などがそれぞれで異なることもありますが、取組を推進していくためには各主体がそれぞれの取組を相互に理解し、尊重することが前提となります。

そのためには、参加主体同士が同じ立場で対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要であることから、相互に理解を深め、議論し、合意形成していく過程で、時間をかけて信頼関係を醸成していく強固なネットワークの構築が求められます。

コラム⑤「環境問題に関心はあるが活動に参加していない理由」

平成 20 年度かわさき市民アンケート報告書を見てみると、環境問題に関心はあると答えている人の割合が高い状況ですが、環境関連のイベント等への参加には結びついていない結果となっています。これは時間的な制約のほか、どこでどのような活動がされているのかなどの情報が行き届いていないことも考えられます。

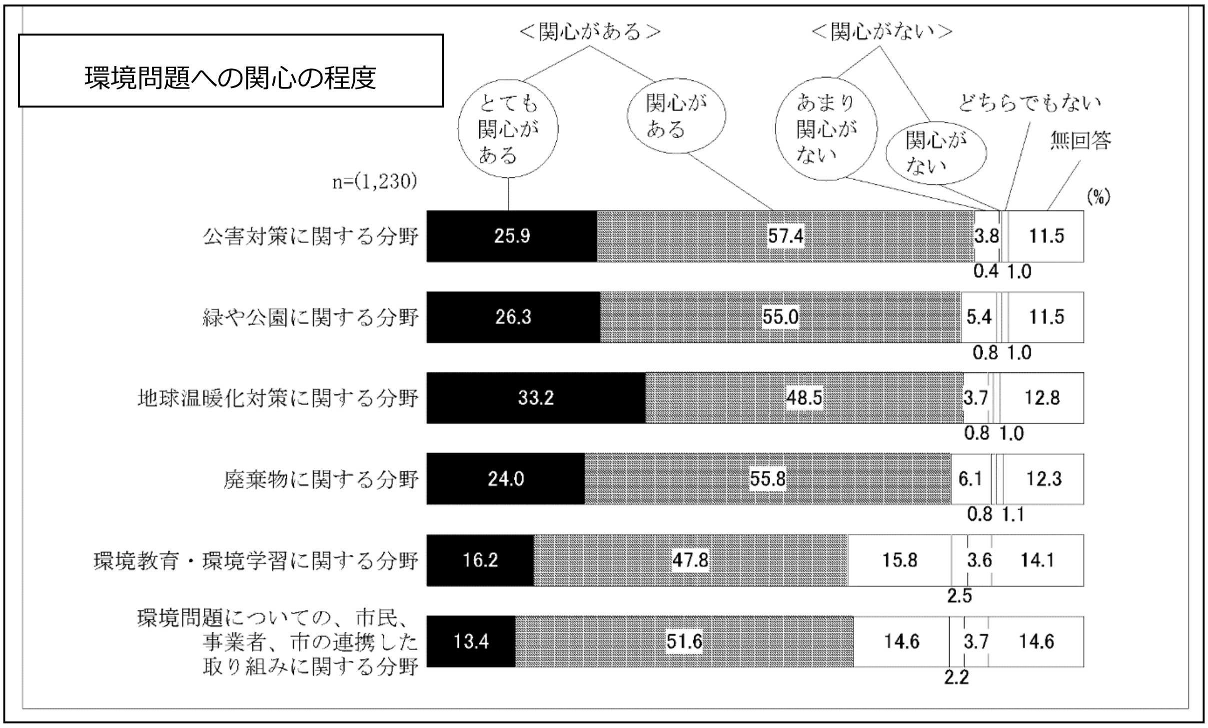

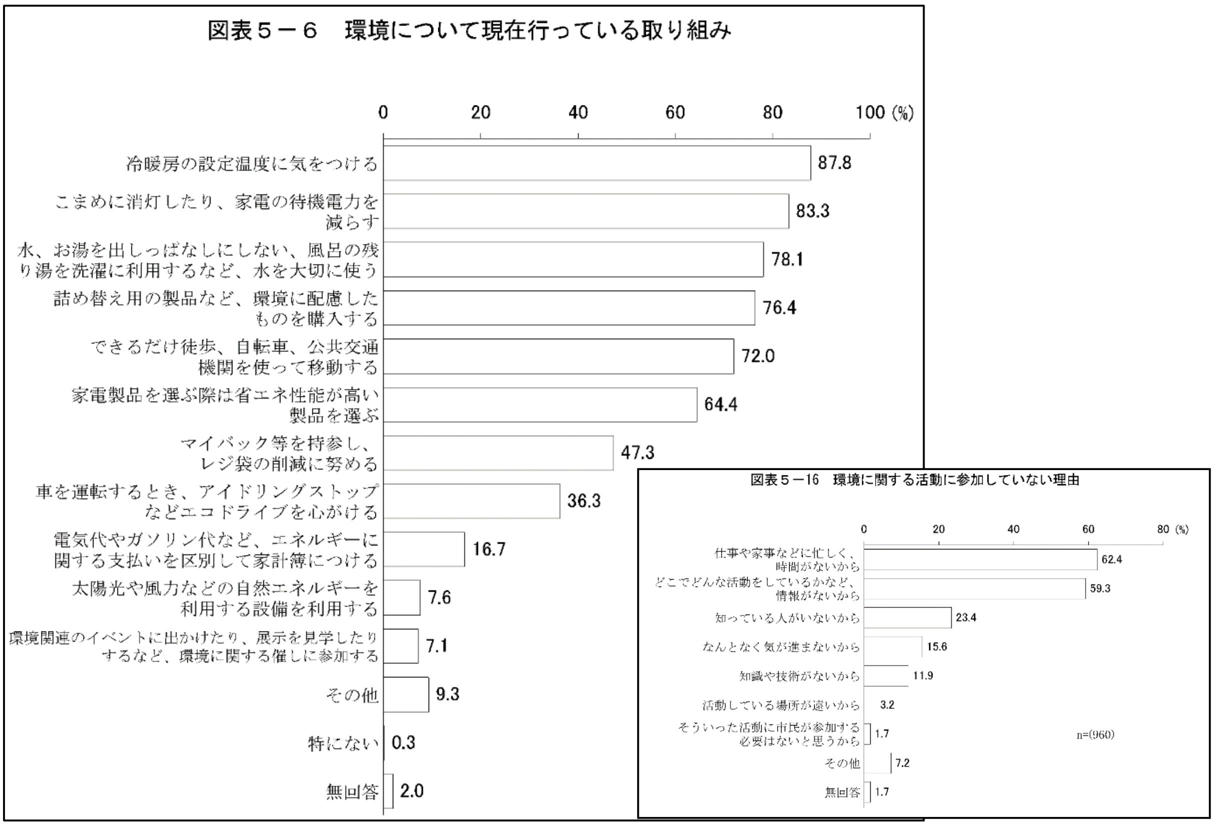

「平成 20 年度かわさき市民アンケート報告書」抜粋